平成２４年（フ）第４９号
京都府舞鶴市字市場681番地
債務者　山本　　修
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
5　免責審尋期日　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第６３９号
栃木県宇都宮市西川田本町３丁目10番24号
債務者　大黒　貴子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４０号
栃木県宇都宮市さつき２丁目１番２号、前住所栃木県栃木市野中町1368番地10　グリーンパラダイスＰ－Ｘ101
債務者　富田　弘己
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４６号
栃木県宇都宮市西川田町1194番地１、前住所栃木県宇都宮市簗瀬１丁目24番２号
債務者　堀江　照代
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４９号
栃木県宇都宮市上戸祭町380番地２　セレクトⅠ102号
債務者　折笠　裕子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５２号
栃木県宇都宮市駒生町3328番地25
債務者　鈴木　昌美
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３３１号
横浜市南区六ツ川２丁目99番地の２　奈良荘102号
債務者　坂元　英明
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８１号
東京都調布市深大寺元町４丁目９番地７コーポタキ201
債務者　久永　真紀（旧姓成澤）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１９４号
東京都八王子市石川町1920番地石川団地13―502
債務者　山上　美紀（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６２４号
栃木県宇都宮市天神２丁目４番15号　グレースマンション201、前住所東京都府中市晴見町４丁目10番地
債務者　島本多喜雄
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６２８号
栃木県大田原市黒羽向町97番地
債務者　坂本　進一
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５４号
栃木県宇都宮市針ケ谷町501番地14
債務者　江田　和世
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６０号
栃木県宇都宮市鶴田町2571番地１　エクセランＢ205、前住所栃木県宇都宮市滝の原２丁目４番41号　サンガーデン滝の原Ｂ棟101
債務者　齋藤　　磨
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６７号
長野県小諸市甲4697番地10、前住所長野県佐久市岩村田3755番地３　フォレスタ103号
債務者　小林　竹男
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第５２３号
岡山県備前市三石1463番地１　市営住宅Ｇ―33、旧住所岡山県備前市吉永町吉永中401番地８　ファミール吉永Ａ101
債務者　上山　晶俊
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部